

厚生労働省  
岩手労働局  
宮城労働局  
福島労働局  
発表  
平成 25 年 1 月 1 8 日

担 当	岩手労働局労働基準部監督課
	監督課長 高橋嘉寿満
	監察監督官 澤田秀幸
	電話 019-604-3006
	宮城労働局労働基準部監督課
	監督課長 辻政司
	専門監督官 佐々木賢一
	電話 022-299-8838
	福島労働局労働基準部監督課
監督課長 岸泰広	
監察監督官 川又健一	
電話 024-536-4602	

## 建設業一斉監督指導の結果について

～ 岩手・宮城・福島の各労働局が合同で 12 月に一斉に実施 ～

岩手・宮城・福島の各労働局では、合同で、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化することなどによる更なる労働災害の増加が危惧されることから、平成 24 年 12 月 3 日(月)から同年 12 月 21 日(金)までの間、建設現場に対して集中的に監督指導を実施しました。

監督指導の結果(別紙「建設業一斉監督指導結果の概要」参照) 監督指導を実施した建設現場は、475 現場で、そのうち 259 現場(違反率 54.5%)に労働安全衛生法違反が認められました。

また、主要事項別の違反内容は、元請事業者の講ずべき措置に係る違反 169 現場、墜落防止措置に係る違反 146 現場、建設機械災害防止措置に係る違反 68 現場などとなっています。

今回の監督指導結果を受けて、労働災害防止対策の徹底について、発注機関・関係団体に対して要請を行いました。(別紙「建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について(写)参照」)

各労働局では、建設現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設現場に対する重点的な監督指導等を行うこととしています。

## 建設業一斉監督指導結果の概要

### 1 岩手・宮城・福島労働局（3局合計）の監督指導状況

475現場に監督指導を実施した結果、54.5%の259現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を35現場に対して行いました。（表1参照）

表1 一斉監督実施結果

	合計	岩手局	宮城局	福島局
一斉監督現場数	475	64	111	300
違反現場数	259	49	75	135
違反率	54.5%	76.6%	67.6%	45.0%
使用停止等命令現場数	35	11	9	15

### 2 主要事項別の違反状況

主要事項別にみると、元請事業者の講ずべき措置に係る違反169現場、墜落防止措置に係る違反（足場等を含む。）146現場、建設機械（移動式クレーンを含む。）災害防止措置に係る違反68現場、作業主任者の選任等に係る違反34現場、土砂崩壊防止措置に係る違反3現場、石綿ばく露障害予防措置に係る違反6現場となっています。（表2参照）

また、上記の労働安全衛生法違反以外に、建設業附属寄宿舍を設置しているが、設置の計画を所轄労働基準監督署長に届け出ていないという労働基準法（建設業附属寄宿舍規程）違反が1現場で認められました。

表2 主要事項別違反件数

( )内は違反率

	合 計	岩手局	宮城局	福島局
元請事業者の講ずべき措置	169 (35.6%)	28 (43.8%)	53 (47.7%)	88 (29.3%)
墜落防止措置	146 (30.7%)	31 (48.4%)	32 (28.8%)	83 (27.7%)
建設機械災害防止措置	68 (14.3%)	14 (21.9%)	28 (25.2%)	26 (8.7%)
作業主任者の選任等	34 (7.2%)	10 (15.6%)	13 (11.7%)	11 (3.7%)
土砂崩壊防止措置	3 (0.6%)	1 (1.6%)	1 (0.9%)	1 (0.3%)
石綿ばく露障害予防措置	6 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)	3 (1.0%)
そ の 他	108 (22.7%)	26 (40.6%)	39 (35.1%)	43 (14.3%)

法違反件数は、1つの現場で複数の違反があるため、法違反現場数と一致しない。

### 3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>違反の指摘を受け、元方事業者は、緊急に関係請負人を集め、法令に違反しないよう指導するとともに、安全衛生パトロールを実施するなどして関係請負人が法令に違反していないかの確認を行った。</li> </ul>

<p>墜落防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 違反の指摘を受け、事業者は高さ2メートル以上の足場に、手すり等を設置し、墜落防止措置を講じるとともに、点検責任者を指名する等して、手すり等の点検整備体制を確立した。</li> </ul>
<p>建設機械災害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両系建設機械（バックホウなど）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 違反の指摘を受け、事業者は車両系建設機械の周囲にカラーコーンを設置し、車両系建設機械の周囲・作業半径内への立入禁止措置を講じた。</li> <li>・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。 違反の指摘を受け、事業者は車両系建設機械及び移動式クレーンの能力等に応じた作業計画等を作成し、これに基づき作業を行い転倒等の災害防止措置を講じた。</li> </ul>
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5メートル以上の足場の組立て等の作業を行う場合には、足場の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。 違反の指摘を受け、事業者は有資格者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる職務を記載したボードを朝礼場所に掲示し、関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を行わせた。</li> </ul>
<p>土砂崩壊防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならないが、これ</li> </ul>

	<p>を怠っていたこと。</p> <p>違反の指摘を受け、事業者は堅固な構造の土止め支保工の組立図を作成し、これに基づき、組立てを行った。</p>
<p>石綿ばく露障害予防措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の解体の作業を行う場合は、石綿等の使用の有無についての調査結果の概要等を、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul> <p>違反の指摘を受け、事業者は石綿等の使用の有無についての調査結果の概要を記載したボードを朝礼場所に掲示し、解体作業に従事する労働者に周知を行った。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路の安全確保措置 作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。</li> <li>・ はしごからの転落防止措置 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。</li> <li>・ 感電防止措置 アーク溶接機の充電部分には、感電防止のための覆いを設けなければならないが、これを怠ったこと。</li> </ul> <p>違反の指摘を受け、事業者は所要の措置を講じ、安全な状態に保持した。</p>

写（要請文）

福島労発基0116第1号  
平成25年1月16日

別記団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策及び石綿ばく露障害予防対策を最重点課題として取り組んでいるところでありますが、県内における建設業の労働災害が、多くの復旧・復興工事が着工する中で、東日本大震災前と比較し大幅に増加している状況となっております。

この状況を踏まえ、福島労働局及び管下9労働基準監督署において、平成24年12月3日(月)から同年12月21日(金)までの間、集中的に監督指導を実施したところですが、その結果、監督指導を行った300建設現場のうち45.0%(135現場)に労働安全衛生法違反が認められました。

つきましては、当該監督指導の実施結果は別紙のとおりですので、関係事業場に対して、周知していただくとともに、特に下記の事項に御留意の上、安全衛生パトロールの実施などにより建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について御指導いただきますようお願いいたします。

また、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事に伴い、今後においても多くの寄宿舍が設置されることが想定されますので、同封いたしました「建設業附属寄宿舍規程の主な内容望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」につきましても、周知を行っていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、本要請に基づく取組を行っていただいた場合には、平成25年2月28日(木)までに、当局労働基準部監督課まで御報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 監督指導を実施した建設工事現場のうち29.3%(88現場)において、元方事業者が、関係請負人に対して、法令に違反しないように必要な指導を行っていなかった。  
ついては、建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合もあることから、工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が下請事業者

を適切に指導することにより、元請と下請が一体となって労働災害の防止を図ってください。

- 2 監督指導を実施した建設工事現場のうち27.7%(83現場)において、墜落・転落防止措置が講じられておらず、このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を行った建設工事現場は15現場であった。

については、高所からの墜落・転落災害は、死亡などの重篤な災害を引き起こす可能性が非常に高いことから、法令に基づく措置を徹底してください。

- 3 監督指導を実施した建設工事現場のうち8.7%(26現場)において、建設機械(移動式クレーンを含む)による接触防止措置等が講じられていなかった。

については、建設機械災害は、死亡などの重篤な災害を引き起こす可能性が非常に高いことから、法令に基づく措置を徹底してください。

- 4 監督指導を実施した建設工事現場のうち15現場において、建築物等の解体の作業を行っていたが、石綿等の使用の有無についての調査結果の概要等について、労働者が見やすい箇所に掲示していなかった現場が認められた。

については、非常に有害性の高い石綿のばく露による健康障害を予防する必要があることから、石綿障害防止規則等法令に基づく措置を徹底してください。

**【問い合わせ先】**

福島労働局労働基準部監督課

松野、須田

電話：024 - 536 - 4602

## 建設業一斉監督指導結果の概要

### 1 監督指導状況

300現場に監督指導を実施した結果、45%の135現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を15現場に対して行いました。(表1参照)

表1 一斉監督実施結果

区分	監督現場数	違反現場数		違反率
			使用停止等命令現場数	
土木工事	88	23	0	26.1%
建築工事	183	104	15	56.8%
その他工事	29	8	0	27.6%
合計	300	135	15	45.0%

### 2 主要事項別の違反状況

主要事項別の違反としては、その他の違反事項を除き、元方事業者の責務に係る違反88現場、墜落防止措置に係る違反(足場等を含む)83現場、建設機械(移動式クレーンを含む)災害防止措置に係る違反26現場、作業主任者の選任等に係る違反11現場、土砂崩壊防止措置に係る違反1現場、石綿ばく露障害予防措置に係る違反3現場となっています。(表2参照)



表2 主要事項別違反件数

主要項目	法違反現場数	違反率	使用停止等命令
			現場数
元方事業者の責務	88	29.3%	
墜落防止措置	83	27.7%	15
建設機械災害防止措置	26	8.7%	
作業主任者の選任等	11	3.7%	
土砂崩壊防止措置	1	0.3%	
石綿ばく露障害防止関係	3	1.0%	
その他	43	14.3%	

1 現場で複数の違反が存在することもあるため、表1の監督現場数及び違反現場数とは一致しない。

### 3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
元 請 事 業 者 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>

<p>墜落防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
<p>建設機械災害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両系建設機械（バックホウなど）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5メートル以上の足場の組立等の作業を行う場合には、足場の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等の周知を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
<p>石綿ばく露障害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の解体の作業を行う場合は、石綿等の使用の有無についての調査結果の概要等を、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。</li> </ul>

国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所

国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所

国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所

林野庁関東森林管理局磐城森林管理署

福島県土木部

福島県農林水産部

福島県内市町村

社団法人福島県建設業協会

建設業労働災害防止協会福島県支部